

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 外2 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年4月2日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
クリステル・ルノー
(Chrystelle Renaud)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り16番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1116

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 4億8,300万円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年3月13日
効力発生日	2020年3月22日
有効期限	2022年3月21日
発行登録番号	2 - 外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2 - 外2 - 1	2020年4月2日	297,000,000円		該当事項なし

実績合計額	297,000,000円	減額総額	0円
-------	--------------	------	----

【残額】 499,703,000,000円
 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 グラントウキョウ ノースタワー

第一部【証券情報】

< ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債 (ノックイン60) に関する情報 >

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債(短期社債を除く。)]

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債 (ノックイン60) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または売 出振替社債の総額	4億8,300万円 (注2)	売出価額の総額	4億8,300万円 (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2025年4月14日(注3)		
利 率	額面金額に対して (1)2020年4月16日(同日を含む。)から2020年10月14日(同日を含まない。)までの利息期間は、 年4.60% (2)2020年10月14日(同日を含む。)から2025年4月14日(同日を含まない。)までの各利息期間は、 利率評価日における参照指数終値により以下のとおり変動する。 ()利率評価日におけるすべての参照指数終値がそれぞれの利率判定価格と等しいかまたはそれを上回った場合 年4.60% ()利率評価日におけるいずれかの参照指数終値が当該参照指数の利率判定価格を下回った場合 年0.50% (注4)		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	大和証券株式会社 (以下「売出人」という。) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービスより「Aa3」の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティングより「A+」の長期発行体格付をそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。(注6)		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(すべての修正および追補を含む。)および下記(注5)に記載の代理人契約に基づき、2020年4月15日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、4億8,300万円である。

(注3) 期限前償還については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ、(a)期限前償還」、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ、(d)税務上の理由による償還」、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ、(h)アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整」および「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、6.債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 本社債には、2020年4月16日から利息を付す。

(注5) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2019年7月5日付で締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、（ ）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、（ ）包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および（ ）包括社債券を意味する。のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3.支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2019年7月5日付で発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）（以下「約款」という。）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエーノエヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注6) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A+」の長期発行体格付をそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面100万円につき100万円 (注1)	申込期間	2020年4月7日から 2020年4月14日まで
申込単位	300万円以上100万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人および売出取扱人（以下に定義する。）の日本における本店および各支店（注2）	受渡期日	2020年4月16日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	岐阜県大垣市郭町二丁目25番地 OKB証券株式会社 (以下「売出取扱人」という。)	売出しの委託契約の内容	売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日までに売出価格を円貨にて支払う。

(注2) 本社債の申込および払込は、売出人または売出取扱人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「口座約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人または売出取扱人からあらかじめ口座約款の交付を受け、口座約款に基づく取引口座の設定を申込み記載した申込書を提出する必要がある。売出人または売出取扱人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 売出人および売出取扱人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

(注4) 本社債は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされるのではない。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014(以下「PRIIPs規則」という。)によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、()指令2014/65/EU(その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、()指令2002/92/EC(その後の改正または更新を含む。)にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは()規則(EU)2017/1129(その後の改正または更新を含む。)において定義される適格投資家ではない者のいずれか(またはこれらの複数)に該当する者をいう。

3【売出社債に関するその他の条件等】

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2020年4月16日(同日を含む。)から利息が付され、2020年4月16日(同日を含む。)から2020年10月14日(同日を含まない。)までの利息期間に関する利率は、その額面金額に対し年4.60パーセントとし、額面金額100万円の各本社債につき、2020年10月14日の利払日に22,745円が支払われる。

(b) 2020年10月14日(同日を含む。)から2025年4月14日(同日を含まない。)までの各利息期間に関する利率は、計算代理人により以下のとおり決定され、各利払日に、後払いで支払われる。

()各利率評価日におけるすべての参照指数終値がそれぞれの利率判定価格と等しいかまたはそれを上回った場合には、額面金額に対し年4.60パーセントの利率で利息が付され、各利率評価日の直後の利払日に、額面金額100万円の各本社債につき、23,000円が支払われる。

()各利率評価日におけるいずれかの参照指数終値が当該参照指数の利率判定価格を下回った場合には、額面金額に対し年0.50パーセントの利率で利息が付され、各利率評価日の直後の利払日に、額面金額100万円の各本社債につき、2,500円が支払われる。

「利息期間」とは、最初に到来する利払日(2020年10月14日)については2020年4月16日(同日を含む。)から2020年10月14日(同日を含まない。)までの期間をいい、それ以後の各利払日については直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間をいう。

「利払日」とは、2020年10月14日(同日を含む。)から2025年4月14日(同日を含む。)までの各年の4月14日および10月14日をいう。なお、利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。なお、かかる利払日の調整によって、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引(外国為替および外貨預金の取扱いを含む。)のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)(以下「TARGET2システム」という。)が稼働している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーをいう。

「利率評価日」とは、2021年4月14日(同日を含む。)から2025年4月14日(同日を含む。)までの各利払日の10共通予定取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日がいずれかの参照指数に係る障害日である場合には、当該参照指数に関する利率評価日は下記「2.償還および買入れ、(c)調整事由、()混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。本社債が満期償還日前に償還されることとなり、かつ当該償還日が利払日でない場合には、かか

る満期前償還のために定められた日（同日を含まない。）に終了する期間に係る利率評価日は、かかる満期前償還のために定められた日の10共通予定取引所営業日前の日とする。

「参照指数」とは、日経平均株価および/またはS&P500をいう。

「日経平均株価」とは、東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、かかる指数はスポンサーにより計算および公表される。

「S&P500」とは、取引所で取引される株式銘柄の株価指数であるS&P500指数としてスポンサーが計算し、公表している値をいう。なお、計算代理人が決定するS&P500の値は、小数点第3位を四捨五入した値とする。

「評価価格」とは、各参照指数について、関連する日における参照指数終値として計算代理人が決定するものをいう。

「参照指数終値」とは、（ ）日経平均株価については、評価時刻において計算代理人により決定される日経平均株価をいい、（ ）S&P500については、評価時刻においてスポンサーが公表し、計算代理人により決定されるS&P500（小数点第3位を四捨五入する。）をいう。

「スポンサー」とは、（ ）日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社をいい、（ ）S&P500については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーをいう。

「共通予定取引所営業日」とは、すべての参照指数について予定取引所営業日である日をいう。

「予定取引所営業日」とは、（ ）日経平均株価については、取引所および関係取引所が、それぞれ通常の取引セッションでの取引を行う予定の日をいい、（ ）S&P500については、スポンサーがS&P500の水準を公表する予定であり、かつ関係取引所が通常の取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「障害日」とは、（ ）日経平均株価については、予定取引所営業日のうち、(a)取引所および/もしくは関係取引所が通常の取引セッションの間に取引を開始できない日または(b)市場混乱事由が発生した日をいい、（ ）S&P500については、予定取引所営業日のうち、(a)スポンサーがS&P500の水準を公表することができない日、(b)関係取引所が通常の取引セッションの間に取引を開始できない日または(c)市場混乱事由が発生した日をいう。

「取引所」とは、（ ）日経平均株価については、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは日経平均株価を構成する株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該日経平均株価を構成する株式について、取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいい、（ ）S&P500については、S&P500の各構成銘柄の取引が主に行われている取引市場として計算代理人が決定する取引所をいう。

「関係取引所」とは、（ ）日経平均株価については、大阪取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは日経平均株価に関連する先物もしくはオプションの取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所もしくは取引システムが、日経平均株価に関連する先物もしくはオプションについて、関係取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいい、（ ）S&P500については、シカゴ・マーカンタイル取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたはS&P500に関連する先物もしくはオプションの取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所もしくは取引システムが、S&P500に関連する先物もしくはオプションについて、関係取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「市場混乱事由」とは、()日経平均株価については、評価時刻までの1時間の間に計算代理人が重大なものであると判断する取引障害もしくは取引所障害が発生もしくは存在し、または早期終了が発生もしくは存在すること（当該日経平均株価に関するある時点における市場混乱事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率は、かかる市場混乱事由の発生の直前の日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合に基づいて算定される。）をいい、()S&P500については、(a)いずれかの構成銘柄について、当該構成銘柄の取引が主に行われている取引所における評価時刻までの1時間の間に計算代理人が重大なものであると判断する取引障害もしくは取引所障害が発生もしくは存在し、もしくは早期終了が発生もしくは存在し、かつ取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在する構成銘柄が合計してS&P500の20パーセント以上を構成すること、または(b)S&P500に関連する先物取引もしくはオプション取引の場合、関係取引所における評価時刻までの1時間の間に計算代理人が重大なものであると判断する取引障害もしくは取引所障害が発生もしくは存在し、もしくは早期終了が発生もしくは存在すること（ある構成銘柄に関するある時点における市場混乱事由の有無の判定において、当該構成銘柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合のS&P500に占める当該構成銘柄の構成比率は、スポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式な始値の組入比率を用いて計算されるS&P500の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合に基づいて算定される。）をいう。計算代理人は、本要項第10項に従って、市場混乱事由が発生しなかったならば利率評価日、期限前償還評価日もしくは償還評価日であったであろう日、または条件決定日における市場混乱事由の発生について、本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「評価時刻」とは、()日経平均株価については、取引所の予定終了時刻（取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は現実に終了する時刻）をいい、()S&P500については、(a)市場混乱事由の有無の判定の場合には、(x)当該構成銘柄に係る取引所の予定終了時刻または(y)S&P500に関連する先物取引またはオプション取引に係る関係取引所の取引終了時刻をいい、(b)その他の場合には、S&P500の公式な終値がスポンサーにより計算され公表される時刻をいう。

「取引障害」とは、()日経平均株価については、取引所もしくは関係取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、(a)取引所における日経平均株価の20パーセント以上を構成する銘柄の取引または(b)関係取引所における日経平均株価に関連する先物もしくはオプションの取引につき、取引所もしくは関係取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいい、()S&P500については、取引所もしくは関係取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、(a)取引所における当該構成銘柄の取引または(b)関係取引所におけるS&P500に関連する先物もしくはオプションの取引につき、取引所もしくは関係取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所障害」とは、()日経平均株価については、市場参加者による(a)取引所における日経平均株価の20パーセント以上を構成する銘柄の取引もしくは市場価値の把握または(b)関係取引所における日経平均株価に関連する先物もしくはオプションの取引もしくは市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（早期終了を除く。）をいい、()S&P500については、市場参加者による(a)いずれかの構成銘柄が取引される取引所における当該構成銘柄の取引もしくは市場価値の把握または(b)関係取引所におけるS&P500に関連する先物も

しくはオプションの取引もしくは市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、（ ）日経平均株価については、取引所営業日において、日経平均株価の20パーセント以上を構成する銘柄に関する取引所または関係取引所における取引が予定終了時刻よりも前に終了すること（ただし、（a）当該取引所営業日における取引所もしくは関係取引所の通常取引が実際に終了した時点または（b）当該取引所営業日の評価時刻における執行のための取引所もしくは関係取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、取引所または関係取引所によりかかる早期終了時間が発表された場合には、この限りでない。）をいい、（ ）S&P500については、取引所営業日において、いずれかの構成銘柄に関する取引所または関係取引所における取引が予定終了時刻よりも前に終了すること（ただし、（a）当該取引所営業日における取引所もしくは関係取引所の通常取引が実際に終了した時点または（b）当該取引所営業日の評価時刻における執行のための取引所もしくは関係取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、取引所または関係取引所によりかかる早期終了時間が発表された場合には、この限りでない。）をいう。

「予定終了時刻」とは、取引所および関係取引所における予定取引所営業日に関し、当該予定取引所営業日における当該取引所または関係取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「取引所営業日」とは、（ ）日経平均株価については、取引所または関係取引所における取引がそれぞれの予定終了時刻より前に終了するか否かにかかわらず、かかる取引所および関係取引所が、それぞれ通常の取引セッションでの取引を行う予定取引所営業日をいい、（ ）S&P500については、（a）スポンサーがS&P500の水準を公表し、かつ（b）関係取引所における取引が予定終了時刻より前に終了するか否かにかかわらず、かかる関係取引所が通常の取引セッションでの取引を行う予定取引所営業日をいう。

「利率判定価格」とは、各参照指数について、当該参照指数に係る基準価格の80.00パーセントに相当する水準（小数点第3位を四捨五入する。）をいう。

「基準価格」とは、各参照指数について、条件決定日における当該参照指数に係る評価価格をいう。

「条件決定日」とは、2020年4月16日をいう。ただし、（ ）当該日がいずれかの参照指数について予定取引所営業日でない場合には、当該参照指数に係る翌予定取引所営業日が当該参照指数に係る条件決定日になるものとし、（ ）当該日がいずれかの参照指数に係る障害日であると計算代理人が判断する場合には、当該参照指数に係る条件決定日は下記「2.償還および買入れ、（c）調整事由、（ ）混乱事由発生による調整」に記載のとおりとする。

（c）利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に上記の利率を乗じた金額に下記の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の年数を乗じた金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日が属する年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日が属する年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日が属する暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日が属する暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字である場合は、D2は30とする。

ただし、かかる計算に使用されるすべての円金額およびかかる計算によって算出されるすべての円金額は、1円未満を四捨五入する。

(d) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、()当該本社債に対して支払われるべき全額および/または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに()主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および/もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により各期限前償還評価日におけるすべての参照指数に係る評価価格がそれぞれの判定価格と等しいかまたはそれを上回ったと決定した場合（以下「期限前償還事由」という。）、各本社債はかかる期限前償還事由の発生した期限前償還評価日の直後の利払日において、額面金額で期限前償還される。

（注）かかる期限前償還は、期限前償還評価日より前にノックイン事由が発生したか否かにかかわらず額面金額で償還される。

「期限前償還評価日」とは、各利払日（満期償還日（以下に定義される。）を除く。）の10共通予定取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日がいずれかの参照指数に係る障害日である場合には、当該参照指数に係る期限前償還評価日は下記「(c)調整事由、()混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「判定価格」とは、各参照指数について、各利払日に係る期限前償還評価日につき、それぞれ下記に記載される水準（小数点第3位を四捨五入する。）をいう。

利払日	判定価格
2020年10月	基準価格 × 105.00%
2021年4月	基準価格 × 102.50%
2021年10月	基準価格 × 100.00%
2022年4月	基準価格 × 97.50%
2022年10月	基準価格 × 95.00%
2023年4月	基準価格 × 92.50%
2023年10月	基準価格 × 90.00%
2024年4月	基準価格 × 87.50%
2024年10月	基準価格 × 85.00%

(b) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還額」という。）で満期償還日に償還される。

() 株価参照期間中、ノックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

- () 株価参照期間中、ロックイン事由が発生し、すべての参照指数に係る参照価格がそれぞれの基準価格の82.50パーセントと等しいかまたはそれを上回った場合には、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- () 株価参照期間中、ロックイン事由が発生し、いずれかの参照指数に係る参照価格がその基準価格の82.50パーセントを下回った場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還額は、0円以上100万円以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数に係る参照価格}}{\text{償還額算出対象指数に係る基準価格}}$$

「満期償還日」とは、2025年4月14日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日とする。

「ロックイン事由」とは、株価参照期間中の予定取引所営業日（障害日を除く。）にいずれかの参照指数に係る評価価格が、一度でもロックイン価格と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ロックイン価格」とは、各参照指数について、当該参照指数に係る基準価格の60.00パーセントに相当する水準（小数点第3位を四捨五入する。）をいう。

「償還額算出対象指数」とは、すべての参照指数のうち、当該参照指数に係る参照価格を当該参照指数に係る基準価格で除して得られた数（以下「パフォーマンス」という。）が最も低いものをいう。パフォーマンスがすべての参照指数について同じ値である場合、計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量により償還額算出対象指数を決定する。

「参照価格」とは、各参照指数について、償還評価日における当該参照指数に係る評価価格をいう。

「株価参照期間」とは、各参照指数について、条件決定日の翌予定取引所営業日から満期償還日の10共通予定取引所営業日前の日までの期間をいう。

「償還評価日」とは、満期償還日の10共通予定取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日がいずれかの参照指数に係る障害日である場合には、当該参照指数に関する償還評価日は下記「(c)調整事由、()混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

(c) 調整事由

- () 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。

日経平均株価は、選択された日本株式構成銘柄の価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており（今後も原則として225銘柄となる。）、広範な日本の業種を反映している。225種全銘柄は、東京証券取引所第一部に上場されているものである。当該225種の銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている株式の中から選択されている。日経平均株価に基づく先物およびオプションについては、シンガポール証券取引所、大阪取引所およびシカゴ・マーカントイル取引所において取引されている。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、()各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数（以下「加重関数」という。）で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2020

年3月31日現在27.760となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を構成銘柄の額面で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が額面を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、構成銘柄の主要な市場（現在のところ東京証券取引所）において報告されている株価である。日経平均株価の数値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば増資、減資、株式分割、株主に対する資産の分配などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の数値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数は、日経平均株価の数値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の数値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の数値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、スポンサーの設定する「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の定期見直し基準に従い、毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の臨時入れ替え基準に従いこれを入れ替えることがある。

例えば、次の事由により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

()倒産の場合、()被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止の場合、()債務超過などその他の理由による上場廃止または監理銘柄に指定された場合、()東京証券取引所第二部への指定替えの場合。

監理銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。

構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合等、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持する。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属する。スポンサーは、日経平均株価の計算および公表を継続する義務を負っていない。本社債は、いかなる方法によってもスポンサーにより後援、推奨、販売または企画されたものではない。本書の記載により、スポンサーは、発行会社、本社債権者その他の公衆に対して、日経平均株価、および/または特定の日時において当該日経平均株価が示す数値の使用から帰結される結果その他につき、明示または黙示を問わずいかなる保証および表明も行っていない。スポンサーは、日経平均株価における誤りにつきいかなる者に対しても（過

失その他を問わず)責任を負わないものとし、またいかなる者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。スポンサーは、日経平均株価の決定、構成または計算に際し発行会社または本社債権者のニーズを考慮する義務を負っていない。またスポンサーは、本社債の発行時期、価格や数量の決定や、本社債が現金決済される算式の決定や計算について責任を負わず、これらに關与していない。スポンサーは本社債の管理、販売または取引について何ら責任を負わない。

() S&P500の概略

S&P500はS&P株価指数委員会が管理している。指数委員会はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのエコノミストと株価指数アナリストで構成され、定期的開催されている。指数委員会の目標は、S&P500が大型株のリスク・リターン特性をより広い範囲で継続的に反映し、米国株の代表的指数であり続けることを保証することにある。また、指数構成銘柄の入れ替えを最低限に抑えつつ、効率的なポートフォリオ売買を確保するために、指数委員会は指数構成銘柄の流動性を監視している。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「指数ハンドブック」(2019)より

(a) 指数のメソドロジー

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会は公表されている一連のガイドラインに従って株価指数を管理している。これらのガイドラインの詳細は、指数の追加・除外基準、方針、リサーチを含め、ウェブサイト(www.spdji.com)で公表されている。これらのガイドラインによって、投資家が株価指数を複製し、S&P500と同様のパフォーマンスを達成するために必要な透明性と公平性が保たれている。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「指数ハンドブック」(2019)より

(b) 適格性基準

指数の採用候補銘柄となるためには、証券は以下の適格性基準を満たす必要がある。該当する場合、すべての適格性基準が満たされているかどうかを判断するための測定日は、公表日の取引開始時点である。

S&Pコンポジット1500は、S&P500、S&P中型株400、S&P小型株600を組み合わせたものであり、これら3つのすべての時価総額セグメントのパフォーマンスを測定する。

適格性ファクター

本拠地 米国企業の普通株式のみが指数の採用候補となっている。指数に採用される米国企業には、以下の特徴がある。

1. 10-Kアニュアルレポートを提出している。
2. 米国における固定資産および売上が全体の大部分を占めていること。ただし、50パーセントを超えていなくてもよい。これらの要素が矛盾している場合は、米国の固定資産が大部分を占めているかによる。資産情報が不完全な場合は、米国の売上が大部分を占めているかによる。売上および固定資産の配分に関する地域別の情報は、企業の年次報告書の内容に基づいて判断される。
3. 以下の「証券取引所への上場」に記載されているとおり、プライマリー上場が適格な米国証券取引所である必要がある。

基準2が満たされていない、または不明瞭な場合でも、プライマリー上場、本社、設立がすべて米国である企業、または「便宜上の本拠地」(詳細については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「S&P 米国株

価指数メソドロジー」(2019年12月)を参照のこと。)を用いている企業を、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数上、米国企業と見なす可能性がある。

米国企業としない唯一の要因が、税務関連の理由で「便宜上の本拠地」または異なる場所で税務登録を行っていることである場合は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、通常その企業を米国企業と判断する。

本拠地の適格性の最終決定は、株価指数委員会によって下される。指数委員会はその他の要素(事業本部の場所や、オーナーシップ情報、役員、取締役および従業員の配置、投資家の認識、関連すると見なされるその他の要因など、ただし、これらに限定されない。)を考慮することができる。

証券取引所への上場 以下の米国証券取引所の1つにプライマリー上場している必要がある。

- ・ ニューヨーク証券取引所 (NYSE)
- ・ NYSE アーカ取引所
- ・ NYSE アメリカン証券取引所
- ・ ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット
- ・ ナスダック・セレクト・マーケット
- ・ ナスダック・キャピタル・マーケット
- ・ Cboe BZX
- ・ Cboe BYX
- ・ Cboe EDGA
- ・ Cboe EDGX

非適格取引所

- ・ OTC プリティンボード
- ・ ピンクシート

適格組織構造およびシェアタイプ 発行企業は以下の組織構造およびシェアタイプを有している必要がある。

- ・ 法人(株式およびモーゲージREITを含む。)
- ・ 普通株式(すなわち、シェア)

非適格組織構造および株式タイプ

- ・ ビジネス・ディベロップメント・カンパニー(BDC)
- ・ リミテッド・パートナーシップ(LP)
- ・ マスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)
- ・ リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(LLC)
- ・ クローズドエンド型投資信託
- ・ 上場投資信託(ETF)
- ・ 上場投資証券(ETN)
- ・ ロイヤルティ・トラスト
- ・ 特別買収目的会社(SPAC)
- ・ 優先株
- ・ 転換優先株
- ・ ユニット・トラスト
- ・ 株式ワラント
- ・ 転換社債
- ・ 投資信託
- ・ ライツ・イシュー
- ・ 米国預託証券(ADR)

トラッキング・ストックおよび複数シェア・クラス 適格性は指数によって異なる。

・ **S&Pトータル・マーケット指数**：トラッキング・ストックおよび複数シェア・クラス(詳細については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「S&P 米国株価指数メソドロジー」(2019年12月)を参照のこと。)構造を有する企業は適格である。

・ **S&Pコンポジット1500**：トラッキング・ストックおよび複数シェア・クラス構造を有する企業は、S&Pコンポジット1500およびそのコンポーネント指数には非適格である。ただし、複数シェア・クラス構造を有する既存のS&Pコンポジット1500の構成銘柄はすべてこの規定の適用外となり、S&Pコンポジット1500の構成銘柄として指数にとどまる。

企業がバランスシート上に複数の普通株式を有している場合、企業は複数シェア・クラス構造を有すると見なされる（したがって、S&Pコンポジット1500には非適格である。）。これには、上場および非上場のシェア・クラス・ラインを有する企業（複数シェア・クラス・ラインを有するいわゆる「Up-C」組織構造の企業や、複数シェア・クラス・ラインを有する「UP-REIT」組織構造の企業）ならびにすべての複数シェア・クラスに同等の議決権が付与されている企業が含まれる。企業が複数シェア・クラス構造を有しているかどうかを判断する際には、普通株式のみが考慮される。複数シェア・クラス構造の判断において、オペレーティング・パートナーシップ（OP）のユニットおよび優先株は普通株式とみなされない。

複数シェア・クラス構造を有するS&Pコンポジット1500の非構成銘柄でS&Pコンポジット1500構成銘柄を買収する企業は、S&Pコンポジット1500への採用に非適格である。S&Pコンポジット1500の構成銘柄が複数シェア・クラス構造に再編成された場合、指数委員会はその企業をレビューし、S&Pコンポジット1500に引き続き採用するかどうかを判断する。

時価総額 適格性は指数によって異なる。

- ・ **S&Pトータル・マーケット指数**：指数への採用の条件として、時価総額の最低要件は設けていない。
- ・ **S&Pコンポジット1500**：S&P500の対象となる銘柄は、その銘柄の修正前時価総額が82億ドル以上の銘柄を対象としている。このような時価総額の範囲は、市場状況との整合性を確保するために随時見直される。修正前時価総額基準を満たしている企業は、証券レベルの浮動株調整後時価総額基準も満たしている必要がある。証券レベルの浮動株調整後時価総額基準は、それぞれの指数における企業レベルの最低修正前時価総額基準の少なくとも50パーセントである。

流動性 適格性は指数によって異なる。

- ・ **S&Pトータル・マーケット指数**：コンポジット・プライシングおよび売買高を用いて、浮動株調整後時価総額に対するドルベースでの年間売買代金（当該期間における終値の平均に売買高を乗じた額）の比率が少なくとも0.10であること。
- ・ **S&Pコンポジット1500**：コンポジット・プライシングおよび売買高を用いて、浮動株調整後時価総額に対するドルベースでの年間売買代金（当該期間における終値の平均に売買高を乗じた額）の比率が少なくとも1.00であること。また、評価日までの各半期における売買高が最低25万株あること。

浮動株修正係数（IWF） S&Pトータル・マーケット指数およびS&Pコンポジット1500指数の構成銘柄については、IWF（詳細については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「S&P 米国株価指数メソドロジー」（2019年12月）を参照のこと。）が少なくとも0.10以上である必要がある。

財務の健全性 適格性は指数によって異なる。

- ・ **S&Pトータル・マーケット指数**：指数への採用の条件として、財務の健全性に関する要件は設けていない。
- ・ **S&Pコンポジット1500**：直近の四半期および直近の連続4四半期にわたる一般会計原則（GAAP）ベースの利益合計（非継続事業を除く純利益）が黒字であること。不動産投資信託（REIT）の財務健全性は、GAAP利益とFFO（Funds From Operations）の両方に基づく。FFOはREIT分析において一般的に用いられている指標である。

新規株式公開（IPO） 適格性は指数によって異なる。

- ・ **S&Pトータル・マーケット指数**：適格要件を満たしているIPO銘柄は次回のリバランス時に指数に追加され、リバランスの基準日に従う。特定の大型IPOは、ファースト・トラック・エントリーの対象となる場合があり、次の条件に従う。
 - ・ 新たなIPO銘柄と直接上場銘柄のみがファースト・トラック・エントリーの対象となる。店頭市場（OTC）またはカバーされていない取引所から、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスがカバーする取引所に切り替わる元破産会社は、ファースト・トラック・エントリーの対象とはならない。
 - ・ ファースト・トラックによってIPO銘柄を採用する場合には、浮動株調整後時価総額（FMC）の最低基準を満たしている必要がある。この最低基準は、証券レベルで20億ドルであり、提供される株数（オーバーアロートメント・オプションを除く。）と、適格な取引所における取引初日の終値を用いて計算される。この基準の水準は適宜見直され、市場状況との一貫性を確保するために、必要に応じてアップデートされる。
 - ・ ファースト・トラック直接上場銘柄の追加は、浮動株調整後時価総額（FMC）の最低基準を満たす必要がある。この最低基準は20億ドルであり、その銘柄の浮動株修正係数（IWF）により判断される公に入手可能な株数と、適格証券取引所での最初の取引日の終値を用いて計算される。
 - ・ これに加えて、IPO銘柄は指数の流動性要件を除くその他すべての適格性基準を満たしている必要がある。すべての必要な公開情報が入手可能な場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスはファースト・トラック条件が満たされていることを検証する。IPO銘柄がファースト・トラック・エントリーの適格性基準を満たしているとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが発表した後、その銘柄は5営業日のリードタイムをもって指数に採用される。四半期毎のリバランス凍結期間中にファースト・トラックによってIPO銘柄を採用することが可能な場合には、指数委員会の裁量で、代わりにリバランス有効日に指数に採用されることがある。
- ・ **S&Pコンポジット1500**：IPO銘柄は、適格取引所で少なくとも12ヶ月売買された後、指数への追加が検討される。S&Pコンポジット1500の候補銘柄の対象となるIPOファースト・トラック・エントリーはない。既存の構成銘柄からのスピノフまたは現物分配については、S&Pコンポジット1500への採用まで12ヶ月の期間を経過する必要はない。

ルールに対する例外 上記の基準に対する例外を以下にまとめる。

- ・ S&Pコンポジット1500の非構成銘柄がS&Pコンポジット1500の指数構成銘柄を買収した場合、財務面の存続能力基準を完全に満たさなくても、その銘柄の追加により売買回転率が最低限に抑えられ、市場ベンチマークとしての指数代表性が強化されると指数委員会が判断した場合、その銘柄は指数委員会の裁量でS&Pコンポジット1500に追加される場合がある。
- ・ S&Pコンポジット1500の指数構成銘柄は、構成銘柄の移動により市場ベンチマークとしてのその指数の代表性が強化されると指数委員会が判断した場合、財務面の存続能力または流動性などの適格性基準を満たしていなくても、S&Pコンポジット1500指数の1つのコンポーネント指数（すなわち、S&P500、S&P中型株400指数またはS&P小型株600指数）から別のコンポーネント指数に移動される場合がある。

- ・現在のS&Pコンポジット1500の指数構成銘柄からスピノフされた企業は、外部から指数に追加される場合の基準を満たす必要はないものの、米国に本拠地を置いている必要がある。スピノフに関して、指数構成銘柄の適格性は、可能な場合には発行日の取引価格を用いて決定される。スピノフされた企業が親指数の時価総額を満たしていると指数委員会が判断した場合、指数委員会の裁量で、スピノフされた企業は親会社の株価指数にとどまる場合がある。たとえスピノフされた企業の推定時価総額が、外部から指数に追加される基準において定義されている最低額を下回っていたとしても、親指数の構成銘柄の中でスピノフされた企業よりも大幅に低い時価総額の企業が他に存在していた場合、スピノフされた企業は親会社の株価指数にとどまる可能性がある。指数委員会は売買回転率を極力最低限に抑えるように努めており、スピノフ前に親指数の一部であったこれらの企業がS&Pコンポジット1500指数または必要に応じて親指数にとどまれば、この目的に資することとなる。
- ・売買回転率および流動性に関する問題により、S&P100およびS&P500の構成銘柄であるBerkshire Hathaway Inc. (NYSE:BRK.B)は複数シェア・クラス・ルールの例外となる(詳細については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「S&P 米国株価指数メソドロジー」(2019年12月)を参照のこと。)。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは引き続きBシェア・クラスの下でこの企業の株数を集約する予定である。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、できれば指数構成銘柄の入れ替えは避けるべきだと考える。一時的に追加基準の一項目以上を逸脱しているように見える場合でも、追加基準は指数への追加銘柄のためのものであり、持続的な構成銘柄には適用されない。そのため、継続的な状況が指数変更の原因となるのでない限り、構成銘柄は追加基準を逸脱しているように見えても、指数から除外されない。株式が指数から除外される場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは除外の根拠を説明する。

除外

除外は次のとおり生じる。

- ・企業において、もはや適格基準を満たさないような合併、買収または大規模なリストラが生じた場合、企業は指数から除外される。
 - ・吸収・合併または他のコーポレート・アクションにより上場廃止になった企業は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが発表した時点で除外される。通常、取引最終日の終了時点または公開買付け終了時点である。取引停止になった構成銘柄は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量で取引再開まで指数に残される場合がある。ピンクシートないしブリティンボードに移行した銘柄は除外される。
- ・実質的に適格基準の1つ以上に違反している企業は、指数委員会の裁量で指数から除外される場合がある。

S&Pコンポジット1500指数から除外された企業(任意および破綻による上場廃止を含む。)を入替候補として再検討する場合、指数からの除外日から最低1年の待機期間が必要となる。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「S&P 米国株価指数メソドロジー」(2019年12月)より

() 参照指数の調整

(a) スポンサー承継人による参照指数の計算および公表

いずれかの参照指数が、()スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人(以下「スポンサー承継人」という。)により計算され公表される場合、または()計算代理人の決定により、当該参照指数の計算に使用されるのと同様または実質的に同一の計算式または計算方式を使用したものに置き替えられた場合、いずれの場合も、かかる参照指数(以下「承継参照指数」という。)が当該参照指数とみなされる。

(b) 参照指数の修正または算定の中止

()条件決定日、最終の利率評価日、最終の期限前償還評価日、ロックイン事由の株価参照期間の最終日または償還評価日以前に、スポンサーが、いずれかの参照指数の計算式もしくは計算方式に重大な変更を行ったかもしくは行ったと公表した場合、もしくは他の方法でいずれかの参照指数を著しく修正した場合(構成する銘柄および資本の変化ならびに他の日常的な事由について当該参照指数を調整するために当該計算式もしくは計算方式に規定されている修正を除く。)(以下「参照指数の修正」という。)、もしくはいずれかの参照指数の算定を永久的に中止し、承継参照指数が存在しない場合(以下「参照指数の算定中止」という。)、または()条件決定日、利率評価日、期限前償還評価日、償還評価日またはロックイン事由の株価参照期間中に、スポンサーまたは(場合により)スポンサー承継人が、いずれかの参照指数の計算および公表を怠った場合(「参照指数の中断」といい、参照指数の修正および参照指数の算定中止と併せて、以下それぞれを「参照指数調整事由」という。)、計算代理人は、以下のいずれかの行動をとるべきかを決定するものとする。

()計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすか否かを判断し、重大な影響を及ぼすと判断される場合には、かかる公表された参照指数に代えて、かかる変更または算定中止の直前に有効であった参照指数を計算するための計算式または計算方式に従い、条件決定日、利率評価日、期限前償還評価日または償還評価日の評価時刻における参照指数終値およびロックイン事由の発生の有無を判定するための参照指数を計算するものとする。ただし、かかる参照指数調整事由発生直前に当該参照指数を構成していた銘柄のみを使用するものとする。

()発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知を行ったうえ、本社債の全部(一部のみは不可。)を、参照指数調整事由を考慮した本社債の公正市場価格と同等の金額から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額(計算代理人の誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。)で償還するものとする。かかる償還金額の支払は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

「関連会社」とは、ある法人(以下「当該法人」という。)により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

(c) 通知

計算代理人は、関係する代理人に対して、上記(b)に従って決定された事項およびそれに伴いとるべき行動を実行可能な限り速やかに通知するものとし、当該代理人は、かかる決定事項に関する通知の写しを本社債権者の縦覧に供するものとする。

() 参照指数の訂正

一定の日に公表され、計算代理人により本社債に基づく決定に用いられたかまたは用いられる予定の参照指数が、その後訂正され、かかる訂正が当初の公表日中にスポンサーまたは(場合により)スポンサー承継人により公表された場合、訂正された当該参照指数を参照指数とする。ただし、参照指数を参照して計算された本社債に関する支払に係る支払期日の10共通予定取引所営業日前の日より後に公表された訂正および当初の公表日の翌日以降に公表された訂正については、支払額の計算代理人による決定においてはなかつたものとしてみなされる。

() スポンサーの免責

発行会社は、参照指数の計算、調整または維持に関するスポンサーの作為または不作為について責任を負うものではない。発行日前に開示される場合を除き、発行会社または発行会社の関連会社のいずれも、参照指数の計算、構成または普及との何らの関係も有しておらず、またこれらをコントロールしていない。計算代理人は、計算代理人が信頼性があると信じる公開されている情報源から参照指数に関する情報を取得する可能性があるが、かかる情報について独自に検証することはしない。したがって、発行会社、発行会社の関連会社または計算代理人のいずれも、参照指数に関する情報の正確性、完全性および適時性について、明示的または黙示的であるかを問わず、表明、保証または約束を行わず、これに関するいかなる責任も負わない。

(a) 日経平均株価について

日経平均株価は、スポンサーの知的財産権である。「日経平均株価」および「日経平均」は、スポンサーのサービスマークである。スポンサーは、著作権を含め、日経平均株価に関するすべての権利を有している。

本社債は、スポンサーにより後援され、推奨され、または促進されているものではない。スポンサーは、日経平均株価の使用に関して得られた結果、特定の日における日経平均株価の根拠となった数値またはその他について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、表明または保証を行うものではない。日経平均株価は、スポンサーのみにより集計され、計算される。ただし、スポンサーは、日経平均株価の誤りに関していかなる者に対しても責任を負わず、いかなる者(本社債の購入者または販売元を含む。)にも報告する義務を負わない。

さらに、スポンサーは、日経平均株価の計算に用いられる方法の修正または変更に関して保証せず、かつ日経平均株価の計算、公表および配信を継続する義務を負わない。

(b) S&P500について

「S&P500指数」は、S&Pグローバルの一部であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーまたはその関係会社(以下「SPDJ」)という。)の商品であり、発行会社による使用を許諾されている。「スタンダード&プアーズ®」および「S&P®」は、S&Pグローバルの一部であるスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー(以下「S&P」という。)の登録商標であり、ダウ・ジョーンズ

®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。これらの商標は、SPDJIによる使用が許諾されており、また一定の目的のために発行会社による使用が再許諾されている。指数へ直接に投資を行うことはできない。本社債は、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、S&Pまたはこれら各々の関係会社（以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。）により後援、是認、販売または宣伝されていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の保有者または公衆に対し、有価証券一般もしくは本社債への投資の適否について、または、S&P500指数が市場全体のパフォーマンスを追跡する能力について、明示的または黙示的な表明または保証を行っていない。指数の過去の推移は、将来の結果の指標とならず、またそれを保証するものでもない。S&P500指数に関するS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに対する唯一の関係は、S&P500指数ならびにS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマークおよび/または商号のライセンス付与である。S&P500指数は、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーまたは本社債に関わりなく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより決定、構成および計算が行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数の決定、構成または計算に際し、発行会社または本社債の保有者の要求を考慮する義務を負うものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格および数量、発行の時期、もしくは本社債の販売の決定について、または、本社債が換金、提出もしくは償還される際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またこれらに参加していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、販売または取引に関していかなる義務または責任も負わない。S&P500指数に基づく投資商品が正確に指数のパフォーマンスを追跡またはプラスの投資リターンをもたらすと保証はない。SPDJIは、投資顧問会社または税務アドバイザーではない。非課税証券のポートフォリオに対する影響および特定の投資判断を行うことによる課税状況を評価するためには税務アドバイザーに相談すべきである。指数にある有価証券が含まれていることは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが当該有価証券の購入、売却または保有を推奨しているということではなく、また投資助言とみなされない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはこれに関連するデータまたは通信（S&P500指数に関する口頭による通信または書面による通信（電子的通信を含む。）を含むが、これらに限定されない。）の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に関する誤り、不作為または遅延について何らの損害または責任も負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的または利用のための市場商品性もしくは適性に関して、S&P500指数の利用により発行会社、本社債の保有者またはその他の者もしくは機関が得る結果について、またはS&P500指数に関連するデータに関して、明示的または黙示的な保証を行わず、またかかる市場商品性もしくは適性、結果またはデータに関する一切の保証を明示的に否認する。上記を制限することなく、いかなる場合も、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、間接的、特別、付随的、懲罰的または結果的損害（利益の喪失、取引損失、喪失時間またはのれんを含むが、これらに限定されない。）について、契約、不法行為、厳格責任その他によるかを問わず、かかる損害の可能性につき通知されていたとしても、責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサー以外に、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスおよび発行会社との間の契約または取決めについて第三者の受益者は存在しない。

() 混乱事由発生による調整

- (a) 利率評価日、期限前償還評価日または償還評価日（以下それぞれを「判定日」という。）がいずれかの参照指数に係る障害日に該当した場合には、障害日でなければ当該参照指数に係る判定日となるはずであった日の直後の3連続共通予定取引所営業日目までの各予定取引所営業日が当該参照指数に係る障害日である場合を除き、障害日に該当した日の直後に最初に到来する当該参照指数に係る障害日に該当しない予定取引所営業日が当該参照指数に係る判定日になるものとする。障害日でなければ判定日となるはずであった日の直後の3連続共通予定取引所営業日目までの各予定取引所営業日が当該参照指数に係る障害日である場合、()連続する共通予定取引所営業日の最終日が障害日であるにもかかわらず、かかる最終日が判定日であるとみなされ、また、()計算代理人は、最初の障害日の発生の直前に有効であった当該参照指数を計算するための計算式または計算方式に従い、かかる連続する共通予定取引所営業日の最終日の評価時刻における当該参照指数を構成する銘柄の取引所における価格（または当該銘柄に関して、かかる連続する共通予定取引所営業日の最終日が障害日となる事由が発生した場合、かかる連続する共通予定取引所営業日の最終日の評価時刻における当該銘柄の誠実に推定される価格）を用いて、かかる連続する共通予定取引所営業日の最終日における参照指数を算出し、参照指数終値を決定するものとする。

疑義を避けるため、上記の規定は、障害日の発生によって影響を受ける参照指数のみについて適用され、障害日による影響を受けない参照指数に係る判定日は、判定日として当初指定されていた日とする。

- (b) 条件決定日がいずれかの参照指数に係る障害日に該当した場合には、計算代理人が、その日が障害日であることは考慮せずに、誠実かつ商取引上合理的な方法により当該参照指数終値を決定するものとする。

(d) 税務上の理由による償還

- () 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、（本要項第10項に従い）本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、満期前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。
- () 本要項第5項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第10項に従い）本社債権者に対し7日以上45日前までに通知することにより、満期前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことのできる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(e) 満期前償還

上記(d)、下記(h)および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「満期前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合に

より) 本社債が支払われるべきものとなった日(いずれも同日を含まない。)までの利息を付して償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(f) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債(ならびにそれに付された期日未到来の利札)を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(g) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債(および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札)は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

(h) アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整

アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、以下のいずれかの措置をとることができる。

() かかる事由または状況に対処するために適切であると発行会社が判断する本要項の条項の調整を行うよう計算代理人に対して指示する。かかる調整は、(ア)1つもしくは複数の条項の変更により行われるかまたは1日もしくは数日にわたって行われ、(イ)本社債に関するヘッジ取引に係る関連する事由または状況に関する調整を参照して決定され、(ウ)代替のベンチマークの選択、ならびに(該当する場合)かかる代替のベンチマークに関するエクスポージャーによる発行会社の増加費用の反映等のための本要項の条項の調整および代替のベンチマークが複数の場合のベンチマーク間のエクスポージャーの配分規定の制定を含むことがある。

() 本要項第10項に従い、本社債権者に対し10日以上30日前までに通知することにより(ただし、この通知は取消不能とする。)、かかる通知期間の経過をもって、満期前償還金額に償還の日として定められた日または(場合により)かかる本社債が支払われるべきものとなった日(いずれも同日を含まない。)までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還する。

疑義を避けるため、上記は、本要項の他の条項に影響を及ぼすことなく追加されるものである。()他の条項によればアドミニストレーター・ベンチマーク事由の対象となる事由もしくは事象に関連して他の結果が適用され得る場合、または()他の条項が本項(h)の条項と矛盾する場合には、発行会社は、その単独の絶対的な裁量により、いずれの条項が適用されるかを決定するものとする。

本項(h)において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、計算代理人により決定される以下のいずれかの事由をいう。

(x) ベンチマーク修正・中止事由が発生することまたは発生する予定であること。

(y) 当該ベンチマークもしくは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関する許可、登録、認証、承認、同等の決定、認可もしくは公的登録簿への登録が得られないかもしくは得られる予定が

なく、または管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織によりこれらが却下、拒絶、停止もしくは撤回されるかもしくは却下、拒絶、停止もしくは撤回される予定であり、その結果、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人またはその他の法人が、本社債に関するそれぞれの義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき当該ベンチマークを使用することができなくなることまたはできなくなる予定であること。

(z) 適用ある許認可における制約または許認可の取得もしくは維持に係る費用が増加した結果（発行会社、計算代理人もしくは主支払代理人またはその他の法人が、本社債を発行するかまたは本社債に関する義務を履行するために有効な許認可を保有することを要求される場合において、何らかの理由でかかる許認可が取得もしくは更新されないかもしくは取消されるか、またはかかる許認可の取得もしくは更新にかかる費用に大幅な変更があった場合を含むが、これらに限られない。）、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人にとって、本社債に関する当該ベンチマークの使用を継続することが商業的に合理的ではなくなること、または発行会社もしくは計算代理人の費用が増加するもしくは増加する予定であること。

「ベンチマーク」とは、BMRにおいてベンチマークとして定義されている数値、価値、水準またはレートであって、本社債に基づき支払われもしくは交付される金額または本社債の価値の全部もしくは一部がかかる数値、価値、水準またはレートを参照して決定されるものとして計算代理人により決定される数値、価値、水準またはレートをいう。

「ベンチマーク修正・中止事由」とは、ベンチマークに関して以下のいずれかの事由が発生したかまたは発生する予定であることをいう。

- () 当該ベンチマークに重大な変更がなされること。
- () 当該ベンチマークの提供が、永久または無期限に停止または中止されること。

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016/1011、その後の改正を含む。）をいう。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われず。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の2営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別

した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外はいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつTARGET2システムが稼働している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店
（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）
ルクセンブルク、ルクセンブルク市1855、J・F・ケネディ通り60
（60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg）

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ
（BNP Paribas Securities Services）
フランス、パンタン93500、ジェネラル・コンパン通り3番地、5番地、7番地
（3,5,7, rue du Général Compans, 93500 Pantin, France）

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

() 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。

() 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も30日以上45日以内の事前通知が本要項第10項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする(ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。)。

本社債に関する支払は、常に()支払場所において適用される(本要項第5項の規定に影響しない)財務またはその他の法律および規則、()1986年米国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに()内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する(本要項第5項の規定に影響しない)法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

米国の有価証券または米国の有価証券を含む指数を参照する本社債に関する支払は、70パーセントの割合で再投資される米国の有価証券に係る配当を参照して計算することができる。かかる場合には、支払金額の計算において、かかる米国の有価証券に関する配当同等物(内国歳入法第871条(m)において定義される。)の30パーセントについて、発行会社が源泉徴収し、本社債権者が受領したとみなすことができるものとする。発行会社は、源泉徴収したものとみなされた第871条(m)の金額について、本社債権者に対していかなる金額も支払わない。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および(該当する場合は)関連する利払は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

(a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。

(b) 非上位優先債務に優先する。

(c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算(*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*)、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、()他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、()非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典のL.613-30-3-1-3条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務(本社債を含む。)または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典のL.613-30-3-1-4条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先(*chirographaires*)債務(非上位優先社債を含む。)または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または(場合により)利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または(場合により)利札に関しては支払われないものとする。

() その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは(場合により)利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

() 関連日から30日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から30日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または(場合により)利札所持人が関連日から30日目の日(かかる30日目の日が支払日であった場合)に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは(支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合)未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合(他の日より早く到来する場合には)本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨(ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。)が正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

本要項における元本および/または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合(以下「債務不履行事由」という。)には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その満期前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から30日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後45日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算(*liquidation judiciaire*)もしくはその事業の全部の譲渡(*cession totale de l'entreprise*)を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の

対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7．時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より10年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より5年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8．本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9．追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合（*assimilables*）されるものとする。

10．公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、()ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に、または()金融市場機関の一般規則第221-3条および第221-4条に従って掲載された場合に、有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主

支払代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

(d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更(本社債の満期償還日もしくは利払日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。代理人契約には、() 代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4分の3以上の多数により可決された決議、() 本社債のその時点での未償還額面総額の90パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または() 本社債のその時点での未償還額面総額の4分の3以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認(主支払代理人の満足する様式による。)の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

疑義を避けるため、本項は、本要項第2項(d)および本要項第2項(h)の規定に服するものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、(発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく) 本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払の

ために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および/または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための1999年契約（第三者の権利）法に基づきいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（b）管轄裁判所

本社債および/もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および/もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）

（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10（10 Harewood Avenue, London NW1 6AA）に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店（BNP Paribas, London branch）（Loan Administration Department宛）を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第10項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後40日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは（ ）債務不履行事由（本要項第6項に定義される。）が発生し継続している場合、（ ）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する14日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または（ ）無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第10項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記（ ）に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から45日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日（同日を含む。）までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび/もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面100万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第15項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

(a) 承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち1つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

() 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

() 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

() 本社債の消却。

() 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない本社債の償還時に支払われる金額および発生したが未払の利息をいう。

(b) ベイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ベイルイン・損失吸収権限」とは、以下のいずれかをいう。

() 金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件（2015年8月20日付政令2015-1024（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）に基づき随時存在する権限、

() 単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則 (EU) 1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則 (EU) 806/2014 (その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。)を含む。)、または

() その他のフランス法 (それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。) に基づく権限であって、破綻処理後のベイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業 (またはかかる規制対象企業の関連会社) の債務が減額 (一部または全部)、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業 (またはかかる規制対象企業の関連会社) の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるもの。

「規制対象企業」とは、2015年8月20日付政令により改正されたフランス通貨金融法典L.613-34条の第1項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ベイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局 (単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。) をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額 (一部または全部)、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済 (衡平法上の救済を含む。) を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第10項に従って、本社債権者に対し、かかるベイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ベイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、上記 (a) および (b) に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者（本社債の実質的保有者を含むものとする。）は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合（例えば、ベイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合）、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

(g) 比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がベイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ベイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

(h) 完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（2020年4月2日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の2009年第3号改正金融法（*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*）（2009年12月30日付2009-1674法）（以下「本法」という。）の導入後、2010年3月1日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味における、フランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協動的な国または属領（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条A に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払がフランス国外におけるフランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条A に基づいて75パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第119条の2第2項に基づき、()税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は12.8パーセント、()税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合は30パーセント(2020年1月1日に開始する会計年度から適用されるフランス一般租税法第219-1条に記載される一般法人所得税率に合わせて調整される。)または()フランス国外におけるフランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調国においてなされる支払の場合は75パーセント(ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。)の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第125条A に定められる75パーセントの源泉徴収税の規定および(当該利息およびその他の収入が正当な取引に関するもので、異常または過剰な金額でない限り)フランス一般租税法第238条Aに定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている(以下「本例外」という。)。フランスの税務公報(*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (B01-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、B01-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70 および 80 ならびに B01-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 no. 10)に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- () フランス通貨金融法典L.411-1条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- () フランス共和国もしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。(ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。))。
- () その発行時において、フランス通貨金融法典L.561-2条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または1以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合(ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。))。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第125条A に従い、税務上のフランスの居住者（*domiciliés fiscalement*）である個人が受け取る利息および類似の収入には12.8パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。一定の例外を除き、社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金および連帯税）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律17.2パーセントの源泉徴収税として課される。

（2）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債のようにデリバティブ取引と社債を組み合わせた複合的金融商品に関して、一部の法人税法の通達を除き、その取扱いを明確に規定したものはない。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、特定の指数に連動して満期償還額が変動する社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が満期償還額が変動する社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈を示し、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の源泉所得税を課される（租税特別措置法第3条の3、地方税法第71条の5および6）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率が適用される（租税特別措置法第8条の4、地方税法第71条の5および6）。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15パーセント（2037年12月31日までは15.315パーセント）の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

2014年7月2日に、BRRDが施行された。

フランスにおけるBRRDの施行は、2つの主な法律において行われた。まず、銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付銀行法（*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*）（2014年2月20日付政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）による改正を含む。）（以下「銀行法」という。）がBRRDの施行を前提として制定された。次に、金融関連の事項についてフランス法をEU法に合致させるため、2015年8月20日付政令により、銀行法を改正および補完する個々の規定が導入された。BRRDに含まれる規定の多くは、銀行法に含まれる規定と既に実質的に同じであった。フランスにおいてBRRDの大部分を施行するため、（ ）再生計画、（ ）破綻処理計画および（ ）金融機関またはグループの破綻処理の実現可能性の評価基準に関する2015年8月20日付政令の規定を施行するための2015年9月17日付法令2015-1160および2015年9月11日付の3つの指令（*décret et arrêtés*）が、2015年9月20日付で公表された。

BRRDおよびそれを施行する規定が金融機関（発行会社を含む。）に与える影響は現時点では明らかではないが、その現在および将来における施行および発行会社への適用、またはそれに基づく措置は、発行会社の事業活動および財政状態ならびに本社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRDの目的は、金融危機に早期に対処するための一般的な手法および権限を破綻当局に付与することにより、財務の安定を確保し、（最終手段として利用されるべき）銀行のペイルアウトに際して納税者が負うことになる負担または損失を最小限にとどめることである。BRRDにおいて当局（フランスにおいては、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「ACPR」という。）または単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）のいずれかとなる。）に付与される権限は、以下の3つのカテゴリー、すなわち（ ）潜在的な問題のリスクを最小限にとどめるための準備段階および計画（準備および回避）、（ ）初期段階の問題の場合における、破綻を回避するために早い段階で会社の状況悪化を阻止する権限（早期介入）ならびに（ ）会社の破綻による公益に関する懸念が示された場合における、会社の重要な機能を維持し、納税者の損失を可能な限り抑えながら、秩序立ててその会社を再編または解散するための明確な手法、に分類される。

さらに、単一破綻処理メカニズム規則により、破綻処理の集権化が確立され、各国の破綻処理当局と連携してSRBに権限が委託された。

2014年11月以降、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、ユーロ圏加盟国の重要な金融機関の健全性の監督を引き受けてきた。さらに、ユーロ圏内の銀行の破綻処理を確実に一致されたものとするため、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）が導入された。上記のとおり、SRMはSRBにより運営される。単一破綻処理メカニズム規則の第5(1)条に基づき、SRMは、ECBによる直接の監督対象である銀行に対する、BRRDに基づき加盟国の破綻処理当局に与えられた責任および権限を付与されている。かかる権限を行使するSRBの能力は、2016年初めから有効となった。

発行会社は、SSM規則の第49(1)条の目的において重要監督対象法人に指定されており、これにより、SSMの関連ではECBの直接の監督下にある。これは、発行会社が、2015年に施行されたSRMの対象でもあることを意味している。単一破綻処理メカニズム規則は、BRRDと同内容であり、SRBに各国の関連破綻処理当局が利用可能なものと同等の権限が認められるよう、その大部分においてBRRDを参照している。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づき、破綻処理当局は、金融機関が実質的な破綻状態に陥ったとみなされる場合において、以下のすべてに該当するときは、当該金融機関に対し、破綻処理手続を開始し、破綻処理の手法および権限を行使することができる。

- (a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性がある場合（詳細については、下記(w)ないし(z)を参照のこと。）。
- (b) 私的な措置により破綻を回避できる合理的な見込みがない場合。
- (c) 資本性証券に関連する場合を除き、破綻処理措置が必要かつ公益に適う場合。

「実質的な破綻状態」とは、以下のいずれかの状況をいう。

- () 破綻処理措置が取られる前に破綻処理の条件が満たされているものと決定されたとき。
- () 資本性証券に関して破綻処理権限が行使されない限り、金融機関またはグループが破綻すると関係当局が決定したとき。
- () 金融機関が臨時の公的な資金援助を必要としているとき。

金融機関は、(w)継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、(x)資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、(y)期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または(z)一定の限定的な状況を除き、臨時の公的な資金援助を必要としている場合において、破綻に陥っているかまたは陥る可能性があるるとみなされる。

現在、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則には、以下に記載する4つの破綻処理手法および権限が規定されている。

- () 事業の売却 - 破綻処理当局は、株主の同意またはその他適用される手続的要件に従うことなしに、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。
- () 承継金融機関 - 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継銀行」（かかる事業の全部または一部を転売目的で保有する公の支配下にある企業）に譲渡することができる。
- () 資産分離 - 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を長期的に管理および処理させるために、かかる資産を資産運用会社に譲渡することができる。
- () ベイルイン - 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の債権額を減額する権限および破綻金融機関の無担保債務（本社債を含む。）を株式（かかる株式は、本号に定める手法（以下「一般的ベイルイン・ツール」という。）の適用による将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る。）に転換する権限を付与する。

また、単一破綻処理メカニズム規則は、一般的ベイルイン・ツールが適用される例外的な状況であっても、(a)合理的な期間内に債務のベイルインを行うことができない場合、(b)破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な業務を継続するために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、(c)欧州連合の加盟国（以下「加盟国」という。）の経済に深刻な混乱を引き起こし得る金融市場インフラを含む金融市場の深刻な

機能不全につながる悪影響の拡大を防ぐために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、または(d)一般的ベイルイン・ツールを適用することによって価値の破壊が起こり、一般的ベイルイン・ツールを適用しない場合よりも他の債権者の負担する損失が増大する場合には、関連破綻処理当局(すなわちSRB)が、減額または株式転換に関する権限の適用から一定の債務を除外または一部除外することができる旨を規定している。したがって、関連破綻処理当局が一定の適格債務の除外または一部除外を決定した場合、かかる除外がなされなかった場合に他の適格債務(場合により本社債権者に支払われるべき債務を含む。)に適用される減額または株式転換の水準が、かかる除外を考慮して引き上げられる可能性がある。その結果、かかる債務により吸収されるはずだった損失が他の債権者に完全に移転されない場合、単一破綻処理基金(以下「SRF」という。)、フランスの預金保証・破綻処理基金(*Fonds de garantie des dépôts et de résolution*)または加盟国によるその他の類似の機関は、()適格債務により吸収されなかった損失を補填し、破綻処理中の金融機関の純資産価値をゼロまで回復するため、または()破綻処理中の金融機関の株式もしくはその他の持分証券または資本性証券を購入することで資本の再構成を行うため、出資額が当該金融機関の総負債の5パーセントを超えないという要件を含む一定の制限の下で、破綻処理中の金融機関に出資することができる。損失が残った場合は、最後の手段として、追加的金融安定手法を通じた特別の公的な資金援助を行う。かかる特別の資金援助は、加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に規定された権限は、発行会社を含む金融機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。とりわけ、本社債は、一般的ベイルイン・ツールの適用(償還期限の変更といった本社債の条件の修正を含む。)を受けて減額(ゼロとなる場合を含む。)または株式転換の対象となることがあり、本社債権者はその投資の一部または全額を失う結果となる可能性がある。したがって、発行会社に適用されるBRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づく権限またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に規定されている権限は、発行会社を含む金融機関および大規模な投資会社(資本要求指令4により730,000ユーロの当初資本金を有することを義務づけられているもの。)の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼすことが見込まれる。銀行同盟に参加する加盟国(フランスを含む。)にとって、SRMIは、利用可能な措置の範囲を完全に一致させているが、加盟国は、BRRDに規定される破綻処理の目的および原則に準拠する限りにおいて、国家レベルで危機に対応するための追加的措置を導入する権限が認められている。

SRBIは、ACPRとの間で特に破綻処理計画の詳細化について緊密に連携しており、SRFへの国からの出資の拠出の条件が2016年1月1日までに満たされたため、同日から全面的な破綻処理権限を承継した。BRRDおよびBRRDを施行するフランス法の規定の発行会社への全般的な影響を評価することはまだ不可能であり、その施行または現在企図されている措置が本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に悪影響を及ぼさない保証はない。

2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令(EU)2019/879による金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関するBRRDならびに指令98/26/ECの改正(以下「BRRD 2」という。)ならびに2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU)2019/877による金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関する単一破綻処理メカニズム規則(規則806/2014)の改正に係る2019年6月7日付の官報におけ

る公表を受けて、銀行業界におけるリスクを軽減し、予想される危機への銀行の耐性をさらに強化する包括的な立法パッケージにより、2020年12月28日以降の銀行同盟は強化され、金融システムにおけるリスクは軽減される。金融安定理事会により公表された総損失吸収力（以下「TLAC」という。）は、金融安定理事会のタームシート（以下「TLAC基準」という。）に従って施行される。したがって、自己資本および適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）においてペイルインの対象となる債務の適格基準は、TLAC最低要件の規則（EU）575/2013に規定されるものと厳密に整合しているが、BRRD 2によって導入された補完的な調整および要件の対象となる。とりわけ、特定の仕組債のようなデリバティブ要素が組み込まれた特定の債券は、追加的リターンのみがかかるデリバティブ要素に連動し参照資産のパフォーマンスに依存する一方で、償還時に支払われる固定または増額された事前に認識可能な元本を有している限りにおいて、（一定の条件下で）MRELにおいて適格となる。

さらに、破綻処理の枠組の導入により、破綻処理の枠組の対象となる金融商品の流動性は、金融市場におけるストレスの状態または状況に対して脆弱となる可能性がある。投資家は、発行会社の有価証券に投資を行うことによる集中リスクについて、金融部門レベルでも評価されるべきことに留意すべきである。すなわち、投資家は、保有する発行会社の有価証券についてのみ考慮するのではなく、当該投資家が保有するペイルインの枠組の対象となる金融機関により発行されたすべての有価証券についても考慮すべきである。

日経平均株価の推移

下記の表は、2011年1月から2020年3月までの各月末の日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価または本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経平均株価の月末の終値

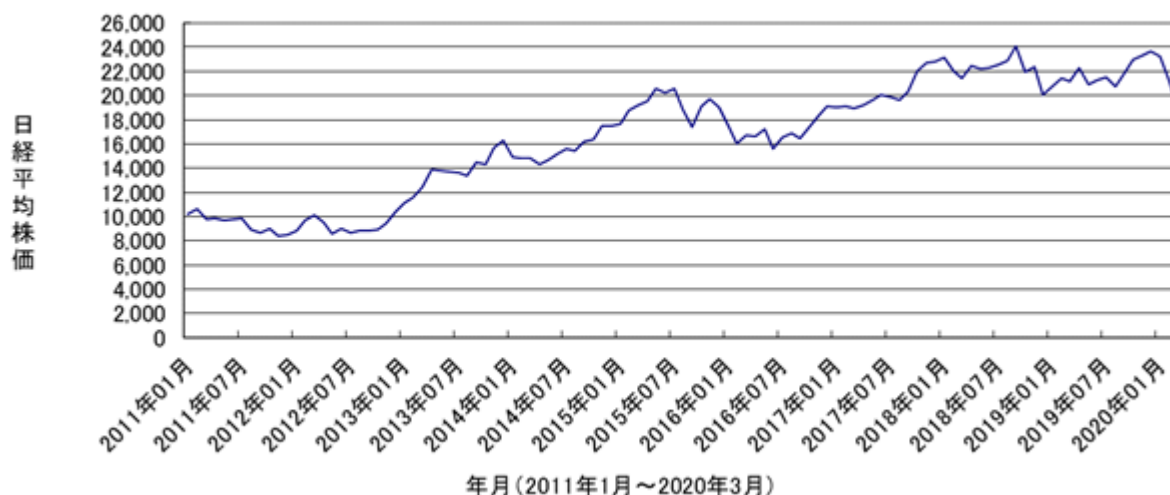
（単位：円）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
1月	10,237.92	8,802.51	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34	23,098.29	20,773.49	23,205.18
2月	10,624.09	9,723.24	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99	22,068.24	21,385.16	21,142.96
3月	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30	21,205.81	18,917.01
4月	9,849.74	9,520.89	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74	22,467.87	22,258.73	
5月	9,693.73	8,542.73	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57	22,201.82	20,601.19	
6月	9,816.09	9,006.78	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43	22,304.51	21,275.92	
7月	9,833.03	8,695.06	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18	22,553.72	21,521.53	
8月	8,955.20	8,839.91	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24	22,865.15	20,704.37	
9月	8,700.29	8,870.16	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28	24,120.04	21,755.84	
10月	8,988.39	8,928.29	14,327.94	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61	21,920.46	22,927.04	
11月	8,434.61	9,446.01	15,661.87	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96	22,351.06	23,293.91	
12月	8,455.35	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94	20,014.77	23,656.62	

2020年3月31日現在、日経平均株価の終値は、18,917.01円であった。

出所：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

日経平均株価の月次グラフ(終値ベース)



出所：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

S&P500の推移

下記の表は、2011年1月から2020年3月までの各月末のS&P500の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500または本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

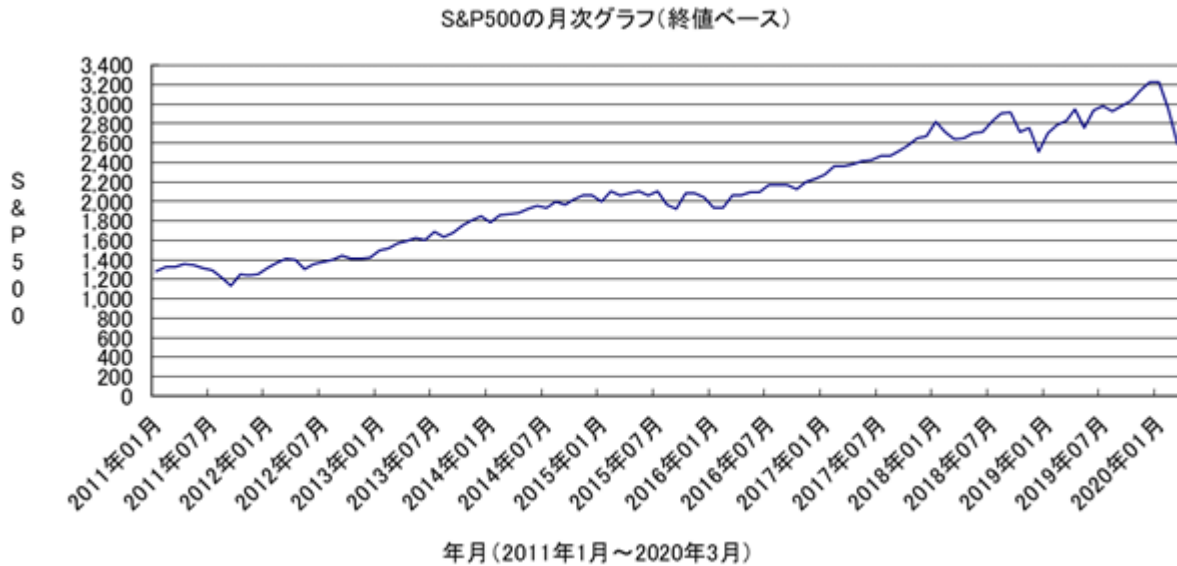
S&P500の月末の終値

(単位：ポイント)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
1月	1,286.12	1,312.41	1,498.11	1,782.59	1,994.99	1,940.24	2,278.87	2,823.81	2,704.10	3,225.52
2月	1,327.22	1,365.68	1,514.68	1,859.45	2,104.50	1,932.23	2,363.64	2,713.83	2,784.49	2,954.22
3月	1,325.83	1,408.47	1,569.19	1,872.34	2,067.89	2,059.74	2,362.72	2,640.87	2,834.40	2,584.59
4月	1,363.61	1,397.91	1,597.57	1,883.95	2,085.51	2,065.30	2,384.20	2,648.05	2,945.83	
5月	1,345.20	1,310.33	1,630.74	1,923.57	2,107.39	2,096.96	2,411.80	2,705.27	2,752.06	
6月	1,320.64	1,362.16	1,606.28	1,960.23	2,063.11	2,098.86	2,423.41	2,718.37	2,941.76	
7月	1,292.28	1,379.32	1,685.73	1,930.67	2,103.84	2,173.60	2,470.30	2,816.29	2,980.38	
8月	1,218.89	1,406.58	1,632.97	2,003.37	1,972.18	2,170.95	2,471.65	2,901.52	2,926.46	
9月	1,131.42	1,440.67	1,681.55	1,972.29	1,920.03	2,168.27	2,519.36	2,913.98	2,976.74	
10月	1,253.30	1,412.16	1,756.54	2,018.05	2,079.36	2,126.15	2,575.26	2,711.74	3,037.56	
11月	1,246.96	1,416.18	1,805.81	2,067.56	2,080.41	2,198.81	2,647.58	2,760.17	3,140.98	
12月	1,257.60	1,426.19	1,848.36	2,058.90	2,043.94	2,238.83	2,673.61	2,506.85	3,230.78	

2020年3月31日現在、S&P500の終値は、2,584.59ポイントであった。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス



出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の表紙には、発行会社の名称、通称名である「BNPパリバ銀行」、ロゴおよび本社債の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称を記載する。また、発行登録追補目論見書の表紙裏に以下の記述を記載する。

「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債(ノックイン60)(以下「本社債」という。)の利率、満期償還額および償還時期は、本社債の要項に従い、日経平均株価およびS&P500の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売当社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2.償還および買入れ」をご参照下さい。」

「(注)発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

さらに、本社債に関する注意喚起文書、契約締結前交付書面および以下の記載が発行登録追補目論見書の表紙裏以降に挿入される場合がある。

「本社債への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

各投資家は、本社債に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本社債に関する長所とリスクを含む、本社債の発行会社および本社債の売出しの条件に関して自分自身で検討し、そのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本社債に影響を与えるものではない。同様に、発行会社が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行会社の業務、財務状態または業績に悪影響を与える可能性がある。本社債の市場価格は、1つまたは複数のこれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本社債への投資の一部または全部が失われる可能性がある。

<本社債に関するリスク要因>

本社債への投資は普通固定利付社債への投資とは異なる重大なリスク（以下に記載するものを含む。）を伴う。

本社債の償還額が変動するリスク

本社債の償還額は、参照指数を用いた一定の条件および算式に従って決定される。このため本社債の償還額は、参照指数により変動し、額面または投資額を下回るおそれがある。いずれかの参照指数が一定期間中に一度でも、あらかじめ定めた償還条件決定のための数値以下となった場合で、償還前の一定時点におけるいずれかの参照指数があらかじめ定めた償還額算定のための数値を下回った場合、償還額は額面を下回る。

適用利率変動リスク

本社債の利率は、固定利率が適用される期間を除き、参照指数を用いた一定の条件に基づき決定される。このため本社債の利子の適用利率は、利払日前の一定時点の参照指数により変動し、大幅に低い値となるおそれがある。参照指数が、あらかじめ定めた数値を下回った場合、適用利率は大幅に低い値となる。

本社債の市場価格が変動するリスク

本社債の市場価格は、円・外国の各金利およびその水準の変化、参照指数の変動、金利・為替および参照指数の変動性（ボラティリティ）、金利・為替および参照指数の指標間の相関性等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

本社債の流動性に関するリスク

本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができないかまたは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

本社債の期限前償還に関するリスク

本社債には参照指数に基づく期限前償還条項が付されているため、あらかじめ定められた償還期限よりも前に償還される可能性がある。このため、期限前償還された金額を再運用した場合、市場環境により同様の利回りを得ることができないおそれがある。

信用リスク

本社債の発行会社等の信用状況に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することにより売却損が生じるおそれがある。

本社債の発行会社等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じ、投資額の一部または全部を失うおそれがある。

税務・会計リスク

本社債を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2018年度）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

2019年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2019年度中）（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

2019年9月12日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年11月14日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年4月2日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

< ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2 指数参照円建社債 (ノックイン60) に関する情報 >

第1 保証会社情報

該当事項なし。

第2 保証会社以外の会社の情報

該当事項なし。

第3 指数等の情報

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

本社債は、利率、満期償還額および期限前償還の有無が日経平均株価およびS&P500により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

2 当該指数等の推移

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低 値	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
	最高	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12	
	最低	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96	
最近6ヶ月の 月別最高・最低 値	月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月
	最高	22,974.13	23,520.01	24,066.12	24,083.51	23,873.59	21,344.08
	最低	21,341.74	22,850.77	23,135.23	22,977.75	21,142.96	16,552.83

出所：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

S&P500の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低 値	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	2,130.82	2,271.72	2,690.16	2,930.75	3,240.02
	最低	1,867.61	1,829.08	2,257.83	2,351.10	2,447.89

最近6ヶ月の 月別最高・最低 値	月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月
	最高	3,046.77	3,153.63	3,240.02	3,329.62	3,386.15	3,139.20
	最低	2,887.61	3,066.91	3,093.20	3,225.52	2,954.22	2,237.40

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス

S&P500の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間においてS&P500が上記のように変動したことによって、S&P500および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。